

平成24年2月期

第四級海上無線通信士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題記号 DY402 (20問 1時間30分)

2 合格基準

満点及び合格点 満点 100点 合格点 70点以上

配点内訳 A問題 14問 70点(1問5点)

B問題 6問 30点(1問5点、ただし、小設問各1点)

3 正答

A問題(配点各5点)

| 問題    | 正答 |
|-------|----|
| A - 1 | 4  |
| A - 2 | 4  |
| A - 3 | 2  |
| A - 4 | 3  |
| A - 5 | 4  |
| A - 6 | 4  |
| A - 7 | 4  |

| 問題     | 正答 |
|--------|----|
| A - 8  | 3  |
| A - 9  | 1  |
| A - 10 | 3  |
| A - 11 | 3  |
| A - 12 | 4  |
| A - 13 | 4  |
| A - 14 | 1  |

B問題(配点各1点)

| 問題    |   | 正答 | 問題    |   | 正答 |
|-------|---|----|-------|---|----|
| B - 1 | ア | 1  | B - 4 | ア | 2  |
|       | イ | 4  |       | イ | 3  |
|       | ウ | 5  |       | ウ | 5  |
|       | エ | 7  |       | エ | 7  |
|       | オ | 9  |       | オ | 9  |
| B - 2 | ア | 1  | B - 5 | ア | 1  |
|       | イ | 2  |       | イ | 3  |
|       | ウ | 2  |       | ウ | 5  |
|       | エ | 1  |       | エ | 8  |
|       | オ | 2  |       | オ | 9  |
| B - 3 | ア | 1  | B - 6 | ア | 2  |
|       | イ | 1  |       | イ | 1  |
|       | ウ | 2  |       | ウ | 1  |
|       | エ | 2  |       | エ | 2  |
|       | オ | 1  |       | オ | 2  |

解答速報は、(社)全国船舶無線工事協会が独自の見解に基づき、第四級海上無線通信士直前講習の一環として情報を提供するものです。本試験の結果等(合格基準点・合格)について保証するものではありません。なお、解答速報の内容は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご承知ください。(平成24年3月1日一部修正)

#### 4 解説

A - 1 正答：4 教科書：13頁

Aは、総務大臣の許可を受けなければならない。

Bは、周波数、電波の型式又は空中線電力

Cは、技術基準

A 2 正答：4 教科書：21頁、22頁

Aは、廃止するとき

Bは、1箇月以内にその免許状を返納

Cは、電池を取り外すこと

A - 3 正答：2 教科書：67頁、70頁

無線局の免許状に記載された目的外使用の禁止等は、遭難通信以外にも、緊急通信、安全通信、非常通信等について例外が認められています。

A - 4 正答：3 教科書：53頁

A - 5 正答：4

1は45頁、2は125頁、3は40頁、4は40頁、免許人への通知義務はありません。

A - 6 正答：4 教科書：77頁

A - 7 正答：4 教科書：80頁、81頁

A - 8 正答：3 教科書：82頁、

A - 9 正答：1 教科書：92頁

A - 10 正答：3 教科書：68頁

A - 11 正答：3 教科書：116頁

Cは、船舶局の場合、船舶の責任者です。

A - 12 正答：4 教科書：1と3は98頁、2は114頁、4は規定がありません。

A - 13 正答：4 教科書：142頁

4の制限（期間を定めて行なわれる通信の相手方又は通信事項の制限の処分）は規定がありません。

A - 14 正答：1 教科書：134頁

B - 1 正答：ア - 1、イー4、ウー5、エー7、オ：9 教科書に記載なし。

は、国際VHFの156.8MHzの空中線の要件を問うものです。設備規則第38条第2項の規定です。

は、「遭難通信」です。設備規則第38条の4第2項

は、「衛星非常用位置指示無線標識」です。

設備規則第38条の4第3項

B - 2 正答：ア - 1、イー2、ウー2、エー1、オ：2

ア：75頁（3）

イ：必要な措置をとることを求めることができますが、運用の停止を命ずることはできません。 83頁

ウ：その他の船舶局と通信を行なう場合においては、このような規定はありません。

83頁

エ：法第62条の規定に照らせば適合していますが、総務省令により、別に告示する場合も例外規定はあります。 82頁

オ：75頁、2分間の間隔をにおいて2回反復です。

B-3 正答：ア-1、イ-1、ウ-2、エ-2、オ：1

ア：74頁

イ：75頁

ウ：76頁

エ：「了解」でなく「どうぞ」です。76頁

オ：79頁

B-4 正答：ア-2、イ-3、ウ-5、エ-7、オ：9

は、「遭難呼出しは、特定の無線局にあててはならない。」 101頁 8(2)

～ は、101頁 9

B-5 正答：ア-1、イ-3、ウ-5、エ-8、オ：9

は、定期検査の内容を問うものです。138頁

は、登録検査等事業者が検査を行なう場合の内容を問うもので、定期検査の全部を省略することができます。

B-6 正答：ア-2、イ-1、ウ-1、エ-2、オ：2

ア：保存期間は使用を終わった日から2年間です。132頁

イ：132頁

ウ：131頁

エ：船舶局の場合、記載を必要とするのは、遭難通信等に限定されています。130頁。

オ：報告義務はありますが、無線業務日誌への記載義務はありません。129頁

注：頁数は、標準教科書 第四級海上無線通信士「法規」(情報通信振興会発行)で記述されている頁を示します。

以上